

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
第1の1 指定通所介護相当サービスの事業の一般原則	☐ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第3条第1項 ☐ 指定通所介護相当サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第3条第2項 ☐ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第3条第4項 ☐ 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第3条第5項	適・否	研修実施の有・無 責任者体制の有・無
第1の2 基本方針	☐ 指定通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第4条	適・否	
第1の3 暴力団の排除	☐ 指定通所介護相当サービス事業者は、福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に掲げる暴力団の支配及び影響を排除するために次の各号を遵守しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第3条第3項 (1) 管理者及び従業員は、暴力団排除条例第2条第2号に掲げる暴力団員でないこと。 (2) 事業運営において、暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員等の支配を受けないこと。	適・否	
第2 人員に関する基準 1 通則	☐ 指定通所介護相当サービスの「単位」について 指定通所介護相当サービスの単位は、指定通所介護相当サービスであってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第5項 ◎ 指定通所介護相当サービスの単位とは、同時に1又は複数の利用者に対して、一体的に提供される指定通所介護相当サービスをいう。例えば、次のような場合は2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 ◆平11老企25第3の六の1(1)①準用 ア 通所介護相当サービスが同時に一定の距離を置いた二つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われていると言えない場合 イ 午前と午後で別の利用者に対して通所介護相当サービスを提供する場合 ◎ 利用者ごとに策定した通所介護相当サービス計画に位置づけられた内容の通所介護相当サービスが一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して通所介護相当サービスを行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。 ◆平11老企25第3の六の1(1)①準用 ◎ 生活相談員、介護職員及び看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定められたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業員数の員数は問わないものである。 ◆平11老企25第3の六の1(1)③準用	適・否	単位数： 単位 定員： 人 人 人 計 人 提供日ごとに利用者数・勤務延時間数を確認 2単位以上の場合、単位ごとに確認
2 生活相談員	☐ 指定通所介護相当サービスの提供日ごとに、指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間	適・否	生活相談員 人 氏名 資格 うち常勤者 人

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第1項第1号 □ 社会福祉士法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者となっているか。◆平11社25第3の六の1(2)準用 ◎ 指定通所介護相当サービスの単位の数にかかわらず、次の計算式のとおり指定通所介護相当サービス事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。 ◆平11社25第3の六の1(1)④準用 【確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式】 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ≥ 提供時間数 例1 1単位の指定通所介護相当サービスを実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。 例2 午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定通所介護相当サービスを実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。 なお、指定通所介護相当サービス事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護相当サービス事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。 ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。 H24Q&A Vol. 2 問12 サービス担当者会議に出席するための時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。 H27Q&A Vol. 1 問49 生活相談員の勤務延時間に認められる「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」の例 ・事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合 ・利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合 生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。		提供日ごとに左記計算式を確認 (H24Q&A vol.1 問65)
3 看護職員	□ 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員（看護師又は准看護師）が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第1項第2号 ◎ 看護職員については、指定通所介護相当サービス事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーション	適・否	看護職員 人 氏名 (サービス提供日ごとの配置となっているか) ※減算規定あり

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	ョンとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱い は以下のとおりとする。 ア 指定通所介護相当サービス事業所の従業者により確保する場合 提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護相当サービスの 提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じ て、指定通所介護相当サービス事業所と密接かつ適切な連携を 図るものとする。 イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する 場合 看護職員が指定通所介護相当サービス事業所の営業日ごとに 利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステー ションと指定通所介護相当サービス事業所が提供時間帯を通じ て密接かつ適切な連携を図るものとする。 なお、アとイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護 相当サービス事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示がで きる連絡体制などを確保することである。◆平11老企第3の六1(1)⑥準用 H27Q&A Vol. 1 問50 健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて 異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切 に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステー ションと契約を結ぶ必要がある。 また、事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念につ いては、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできな いが、利用者の容態急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は 訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制 を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。		専従時間外の連携内容 () 病院等と連携している 場合 ・ 契約締結の有無 ・ 利用者の容態急変時 の連絡体制の有無
4 介護職員	□ 指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当 サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護 相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の 合計数を当該指定通所介護相当サービスを提供している時間数（「提 供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所 介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着 型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サ ービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業と が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、 当該事業所における指定通所介護相当サービス、指定通所介護又は 指定地域密着型通所の利用者。以下同じ。）の数が15人までの場合 にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては、15 人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保さ れるために必要と認められる数となっているか。◆市通所介護相当サービス基準等要 綱第5条第1項第3号	適・否	介護職員 人 うち常勤者 人 単位・提供日ごとに以下 を確認（H24Q&A vol. 1 問65）※減算規定あり □ 勤務延時間数 ≥ 平均提供単位時間数 × ((利用者数-15 人)/5+1) □ 常時1名以上確保 されているか。
5 機能訓練指導員	□ 1以上となっているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第1項第4号 □ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行 う能力を有する者となっているか。なお、当該指定通所介護相当サ ービス事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第6項 ◎ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、 はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法 士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩 マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業 所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。） の資格を有する者である。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて 行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員 が兼務して行っても差し支えない。◆平11老企第3の六1(3)準用	適・否	機能訓練指導員 人 氏名 資格
6 常勤職員の確保	□ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は常勤となっているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第7項 ◎ 同一事業所で複数の単位の通所介護相当サービスを同時に行う	適・否	うち常勤従業者 人

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。◆平11老企25第3の六の1(1)⑧準用		
7 利用定員が10人以下である場合	□ 上記第2の3及び4の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数が、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、当該指定通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数となっているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第2項 ◎ 生活相談員、介護職員及び利用定員が10人以下である場合の看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定められたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者数の員数は問わないものである。◆平11老企25第3の六の1(1)③準用 □ 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は、常勤となっているか。◆市通所介護相当サービス等要綱第5条第3項 ◎ 同一事業所で複数の単位の通所介護相当サービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。◆平11老企25第3の六の1(1)⑧準用	適・否	生活相談員 人 看護職員及び介護職員 人 （職種： ） うち常勤従業者 人 単位・提供日ごとに以下を確認 □ 看護・介護勤務時間数合計数≥提供単位時間数 □（看護又は介護が）常時1名以上確保されているか。
8 介護職員等の確保	□ 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービスの単位ごとに、介護職員（7の場合にあつては、看護職員又は介護職員。6及び9において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護相当サービスに従事させているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第3項 ◎ 介護職員等については、指定通所介護相当サービスの単位ごとに常時1人以上確保することとされているが、これは介護職員等が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものである。◆平11老企25第3の六の1(1)⑤準用	適・否	単位ごとに確認
9 他の単位との兼務	□ 上記第2の2～5及び7の規定にかかわらず、介護職員等は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護相当サービスの単位の介護職員等として従事することができるものとする。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第4項 ◎ 例えば複数の単位の指定通所介護相当サービスを同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1人以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。◆平11老企25第3の六の1(1)⑤準用	適・否	
10 指定通所介護事業者及び指定地域密着型通所介護事業者との兼務	□ 指定通所介護相当サービス事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の人員に関する基準を満たすことをもって、上記第2の2から9に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第5条第8項	適・否	
11 管理者	□ 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、指定通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護相当サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第6条	適・否	氏名： 兼務内容：
第3 設備に関する基準 1 専用の区画	□ 事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第7条第1項 ◎ 事業所とは、通所介護相当サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既	適・否	届出図面と変更ないかあれば変更届が必要 現地で確認

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて通所介護相当サービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用する。◆平11老企25第3の六の2（1）準用 ※ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。◆平11老企25第3の六の2（3） ☐ 専ら当該事業の用に供するものとなっているか。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合はこの限りでない。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第7条第3項		
2 設備の基準	☐ 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、食堂及び機能訓練室は同一の場所とすることができる。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第7条第2項第1号 ◎ 狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきものではない。ただし、通所介護相当サービスの単位をさらにグループ分けして効果的なサービスの提供が期待される場合はこの限りではない。◆平11老企25第3の六の2（2）①準用 ◎ 通所介護相当サービス事業所と指定居宅サービス事業所等を併設している場合に、利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、設備基準上両方のサービスに規定があるもの（指定通所介護相当サービス事業所の場合は事務室）は共用が可能である。ただし、通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と、指定通所介護相当サービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーションを行うためのスペースについて共用する場合にあっては、以下の条件に適合することをもって、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。◆平11老企25第3の六の2（4）準用 ア 当該部屋等において、指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等と通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること イ 指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定通所介護相当サービス事業所の設備基準を満たし、かつ通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして利用される区分が、通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと また、玄関、廊下、階段、送迎車両など、基準上は規定がないが、設置されるものについても、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用が可能である。 ☐ 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第7条第2項第2号	適・否	3 × 利用定員 = 現面積 = 容易に移動できない備品（事務机、棚等）が置かれており、指定時の状態とかい離していれば実測 2 単位以上の場合 単位ごとに明確にパーテーション等で区分されており、専用の区画のみで面積要件を満たすか確認（共用の通路となる部分等は面積から除く） 遮へい物等でプライバシー確保しているか
3 通所介護事業又は地域密着型通所介護事業との兼用	☐ 指定通所介護相当サービス事業者が、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ指定通所介護相当サービスの事業と指定通所介護事業又は指定地域密着型通所介護事業とが同一の事業所において、一体的に運営されている場合については、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の設備に関する基準を満たすことをもって、市通所介護相当サービス基準等要綱第7条第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第7条第4項	適・否	
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	☐ サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第8条第1項 ◎ 記載すべき事項は以下のとおり。◆平11老企25第3の一の3（2）準用 ア 運営規程の概要	適・否	最新の重要事項説明書で内容確認 利用申込者の署名等があるもので現物確認 ★苦情申立窓口以下 の記載が漏れないか □福知山市役所（高齢者

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	イ 通所介護従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。 ☐ 同意は書面によって確認しているか。（努力義務） ◆平11厚令37第8条第2項準用		福祉課） ☐ 国民健康保険連合会 ★運営規程と不整合ないか ☐ 職員の員数 ☐ 営業日・営業時間 ☐ 通常の事業実施地域 ☐ 利用料・その他費用
2 提供拒否の禁止	☐ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第9条 ◎ サービス提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ◆平11老企法第3の1の3（2）準用 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	適・否	【 事例の有・無 】 あればその理由
3 サービス提供困難時の対応	☐ 通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援事業の実施者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定通所介護相当サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第10条	適・否	地域外からの申込例があるか あればその対応
4 受給資格等の確認	☐ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（施行規則第140条の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確かめているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第11条第1項 ☐ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第11条第2項	適・否	対処方法確認 （申請時にコピー等） 記載例あるか。あれば当該事例の計画確認
5 要支援認定等の申請に係る援助	☐ サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（施行規則第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第12条第1項 ☐ 介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第12条第2項	適・否	【 事例の有・無 】 あれば、その対応内容
6 心身の状況等の把握	☐ サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第13条	適・否	担当者会議参加状況 やむをえず欠席する場合、意見照会に回答しているか
7 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携	☐ サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第14条第1項 ☐ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第14条第2項	適・否	開始時の連携方法確認 終了事例での連携内容確認（文書で情報提供等）

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
8 第1号事業支給費の支給を受けるための援助	□ サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を福知山市に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第15条	適・否	【事例の有・無】あれば対応内容
9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供	□ 介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第16条	適・否	介護予防サービス計画の入手を確認。作成のない事例あるか確認
10 介護予防サービス計画等の変更の援助	□ 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行っているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第17条 ◎ サービスを追加する場合、当該サービスを法定代理受領として利用する場合には、支給限度額内で介護予防サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行うこと。 ◆平11老企25第3の-の3(7)準用	適・否	事業所の都合で計画変更を迫っていないか
11 サービス提供の記録	□ サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第18条第1項 ◎ 利用者の介護予防サービス計画又はサービス利用票等に記載すべき事項 ◆平11老企25第3の-の3(9)①準用 ア サービスの提供日 イ 内容 ウ 第1号事業支給費の額 エ その他必要な事項 □ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第18条第2項 ◎ 記録すべき事項 ◆平11老企25第3の-の3(10)②準用 ア サービスの提供日 ※サービス開始及び終了時刻含む イ 内容 ウ 利用者の心身の状況 エ その他必要な事項 ◎ その他適切な方法とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。◆平11老企25第3の-の3(10)②準用	適・否	個人記録確認 記録なければ提供なしとみなす 利用者ごとの実績提供時間がわかるよう、開始・終了時刻を記録上記載しているか 開示内容確認 希望によらず積極的に情報提供している場合はその提供方法
12 利用料等の受領	□ 法定代理受領サービスに該当する指定通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額から当該指定通所介護相当サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第19条第1項 □ 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第19条第2項 ◎ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。◆平11老企25第3の-3(10)②準用 □ 上記の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる以下の費用の額以外の額の支払を受けていないか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第19条第3項 ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用	適・否	領収証確認（原則1割の額となっているか）※利用者負担額の徴収は必ず確認 償還払の対象で10割徴収の例あるか確認 その他利用料の内容

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	イ 食事の提供に要する費用 ウ おむつ代 エ ア～ウに掲げるもののほか、指定通所介護相当サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ◎ 通所介護相当サービスの対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。 ◆平11老企25第3の六の3の(1)②準用 ◎ エの費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱うこと。◆平12老企54 □ イの費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」の例によっているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第19条第4項 □ ア～エの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第19条第5項 ※ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることにより足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要があるときはその都度、同意書により確認するものとする。 ※ 上記アからエに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。◆平12老振15、老健122連番 □ サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。◆法第41条第8項準用 □ 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、利用者負担額、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。◆施行規則第65条準用		
13 保険給付の請求のための証明書の交付	□ 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第20条	適・否	【事例の有・無】 事例あれば実物控え又は様式確認
14 利用者に関する本市への通知	□ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第21条 ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	
15 緊急時等の対応	□ 現に指定通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第22条	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法
16 管理者の責務	□ 管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第23条第1項 □ 管理者は、当該事業所の従業者に、本主眼事項第4の規定を遵守	適・否	管理者が掌握しているか 本来業務が主か

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	させるため必要な指揮命令を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第23条第2項		
17 運営規程	□ 指定通所介護相当サービス事業所ごとに、以下の重要事項を内容とする運営規程を定めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第24条 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ サービスの利用定員 ※ 同時にサービスを受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。 オ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ※ 「サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。 カ 通常の事業の実施地域 ※ 客観的にその区域が特定されるものとする。 キ サービス利用に当たっての留意事項 ※ 利用者がサービスの提供を受ける際に利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 ※ 非常災害に関する具体的計画を指すものであること。 コ 虐待の防止のための措置に関する事項 サ その他運営に関する重要事項	適・否	変更ある場合、変更届が出されているか （人員のみなら4/1付） その他の費用は金額明示か（実費も可） □通常の事業実施地域は実態に即しているか また、客観的に区域が特定された記載か ★重要事項説明書と不整合ないか □職員の員数 □営業日・営業時間 □通常の事業実施地域 □利用料・その他費用位ごとに確認
18 勤務体制の確保等	□ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第25条第1項 ◎ 原則として月ごとの勤務表を作成し、サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。◆平11老企25第3の六の3 (5) ①準用 □ 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第25条第2項 ◎ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。 ◆平11老企25第3の六の3 (5) ②準用 □ 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。その際、当該指定通所介護相当サービス事業者は、全ての通所介護相当サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第25条第3項 ◎ 従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 また、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものである。 当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。◆平11老企25第3の二3 (6) ③ □ 指定通所介護相当サービス事業者は、適切な指定通所介護相当サー	適・否	実際に事業所で使用されている勤務表確認 ※管理者のタイムカード等出勤簿が作成されているか 委託あれば内容及び委託先 内部研修実施状況確認・記録の有・無 （実施日時、参加者、配布資料等）

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	ビスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第25条第4項 ◎ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化されていることから、必要な措置を講じること。 ロ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。◆平11老企25第3の-3（21）④ R3 Q&A Vol. 3 問3 養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外とする。福祉系高校の卒業者については、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えない。 R3 Q&A Vol. 3 問4 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者については、義務付けの対象外として差し支えない。 R3 Q&A Vol. 3 問5 認知症サポーター等養成講座修了者は、義務付けの対象とはならない。		ハラスメントの取組 ハラスメント対策の実施【有・無】 カスタマーハラスメント対策の実施【有・無】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
19 業務継続計画の策定等	□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第25条の2第1項 □ 通所介護相当サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第25条の2第2項 □ 指定通所介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第25条の2第3項 ◎ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。◆平11老企25第3の六の3(6)① ◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。 イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 ◆平11老企25第3の六の3(6)② ◎ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。◆平11老企25第3の六の3(6)③ ◎ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ◆平11老企25第3の六の3(6)④	適・否	業務継続計画の有・無 周知の方法 見直しの頻度 研修の開催 年1回以上必要 実施日 年 月 日 新規採用時の研修の有無【有・無】 訓練の実施 年1回以上必要 実施日 年 月 日

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
20 定員の遵守	☐ 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第26条	適・否	
21 非常災害対策	☐ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第27条第1項 ◎ 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。◆平11老企25第3の六の3(7)①準用 ◎ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。 ◆平11老企25第3の六の3(7)①準用 ◎ この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせること。 また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。 ◆平11老企25第3の六の3(7)①準用 ☐ 指定通所介護相当サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第27条第2項 ◎ 日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めること。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。◆平11老企25第3の六の3(7)②	適・否	【計画の有・無】 訓練実施記録の確認 （年2回以上実施か） 【実施日】 年 月 日 年 月 日 関係機関への通報・連絡体制の確認 従業員への周知方法
22 衛生管理等	☐ 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第28条第1項 ☐ 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第28条第2項 (1) 指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業員に周知徹底を図ること。 (2) 指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 指定通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービス従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 ◎ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。◆平11老企25第3の六の3(8)①イ準用 ◎ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。◆平11老企25第3の六の3(8)①ロ準用	適・否	食事提供有る場合、調理施設の衛生管理方法 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 【開催日】 年 月 日 年 月 日 【開催方法】 【周知方法】 【指針の有無】有・無 研修及び訓練の開催頻度（年1回以上） 従業員健康診断の扱い

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	◎ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。 ◆平1老企第3の六の3(8)①準用 ◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。 ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 通所介護相当サービス従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 ◆平1老企第3の六の3(8)②		職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法 浴槽の消毒状況 レジオネラ等浴槽水の検査状況
23 掲示	□ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護相当サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項（以下、「重要事項」という。）を掲示しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第29条第1項	適・否	掲示でない場合は代替方法確認 苦情対応方法も掲示されているか（窓口として市役所・国保連の記

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	□ 指定通所介護相当サービス事業者は、重要事項に規定する事項を記載した書面を指定通所介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、指定通所介護相当サービス事業所の掲示に代えることができる。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第29条第2項 ◎ 指定通所介護相当サービス事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条第3項は、指定通所介護相当サービス事業所は、原則として、重要事項を当該指定通所介護相当サービス事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、指定通所介護相当サービス事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うに当たり、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 従業者等の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者等の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第32条第3項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や居宅基準第217条第1項の規定に基づく措置に代えることができること。 ◆平11老企第3の-3（24）①準用 ◎ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該事業所に備え付けることで掲示に代えることができる。 ◆平11老企第3の-3（24）② □ 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第29条第3項		載あるか)
24 秘密保持等	□ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第30条第1項 □ 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第30条第2項 ◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨に従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。 ◆平11老企第3の-3（25）②準用 ※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。 □ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第30条第3項 ◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平11老企第3の-3（25）③準用	適・否	従業者への周知方法 就業規則等確認 事業所の措置内容 同意文書確認
25 広告	□ 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は	適	【 広告の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	誇大なものとなっていないか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第31条	・ 否	あれば内容確認
26 介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止	□ 介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第32条	適・ 否	
27 苦情処理	□ 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第33条第1項 ◎ 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第3の一の3の(24)の①に準ずるものとする。◆平11老企第3の一の3(28)①準用 □ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第33条第2項 ◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。◆平11老企第3の一の3(28)②準用 □ 提供したサービスに関し、法第115条45の7第1項の規定により福知山市が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は福知山市の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して福知山市が行う調査に協力するとともに、福知山市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第33条第3項 □ 福知山市からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を福知山市に報告しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第33条第4項 □ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第33条第5項 □ 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第33条第6項	適・ 否	【マニュアルの有・無】 一次窓口及び担当者名 () 事例確認 あれば処理結果確認 事例の有・無 直近事例 (年 月) 事例の有・無 直近事例 (年 月)
28 地域との連携等	□ 指定通所介護相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第34条第1項 □ 指定通所介護相当サービス事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護相当サービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第34条第2項 □ 指定通所介護相当サービス事業者は、指定通所介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第34条第3項 ◎ 居宅基準第104条の2第1項は、指定通所介護相当サービスの事業が地域に開かれた事業として行われるよう、指定通所介護相当サービス事業者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたもので	適・ 否	

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	ある。◆平11老企25第3の六3(9)① ◎ 同条第2項は、居宅基準第3条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。◆平11老企25第3の六3(9)②参考 ◎ 同条第3項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定通所介護相当サービスを提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。◆平11老企25第3の-3(29)②参考		
29 事故発生時の対応	□ 利用者に対する指定通所介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、福知山市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第35条第1項 ◎ 事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。◆平11老企25第3の六3(10)① □ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第35条第2項 ◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平11老企25第3の六3(10)③ □ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第35条第3項 ◎ 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。 ◆平11老企25第3の六3(10)②	適・否	【マニュアルの有・無】 従業者への周知方法 事例確認 事例分析しているか ヒヤリハットの有・無 賠償保険加入の有・無 保険名：
30 虐待の防止	□ 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。（経過措置あり） ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第35条の2 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、通所介護相当サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ◎ 虐待の防止 ◆平11老企25第3の-3(31)準用 虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定通所介護相当サービス事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、本主眼事項第1の1の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 指定通所介護相当サービス事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市の通報窓口の周知等）がとられていることが望ま	適・否	

通所介護相当サービス 17

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	ても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。 ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号）指定通所介護相当サービス事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 ◆平18解釈通知第3の1の3（31）準用		担当者名 ()
31 会計の区分	☐ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護相当サービス事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第36条 ☐ 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。◆平11老企第3の3（32）、◆平13老振18	適・否	
32 記録の整備	☐ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第37条第1項 ☐ 利用者に対するサービスの提供に関する以下の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第37条第2項 ア 通所介護相当サービス計画 イ 本主眼事項第4の11における提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 本主眼事項第5の2（の9）における身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 本主眼事項第4の14における福知山市への通知に係る記録 オ 本主眼事項第4の27における苦情の内容等の記録 カ 本主眼事項第4の29における事故の状況及び事故に際して採った処置の記録	適・否	
33 電磁的記録等	☐ 指定通所介護相当サービス事業者及び指定通所介護相当サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第4の4及び次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第40条第1項 ☐ 指定通所介護相当サービス事業者及び指定通所介護相当サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第40条第2項 ◎ 電磁的記録について ◆平11老企第5の1 居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項は、指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者等（以下、「事業	適・否	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	者等」という。)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3) その他、居宅基準第217条第1項及び予防基準第293条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ◎ 電磁的方法について ◆平1老企第502 居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項は、利用者及びその家族等（以下、「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法により行うことができることとしたものである。 (1) 電磁的方法による交付は、居宅基準第8条第2項から第6項まで及び予防基準第49条の2第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。 (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (4) その他、居宅基準第217条第2項及び予防基準第293条第2項において電磁的方法により行うことができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。		
第5 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 1 指定介護予防型サービスの基本取扱方針	□ 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第38条第1項 □ 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第38条第2項 ◎ 提供されたサービスについては、通所介護相当サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図ること。◆平1老企第40の三の6(1)④ □ サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利	適・否	【自主点検の有・無】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第38条第3項 □ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第38条第4項 ◎ 「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。◆平11老企25第4の三の6(1)③ □ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第38条第5項		
2 指定通所介護相当サービスの具体的取扱方針	1 □ サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報 伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第1号 2 □ 管理者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した通所介護相当サービス計画を作成しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第2号 3 □ 通所介護相当サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第3号 ◎ 通所介護相当サービス計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は当該通所介護相当サービス計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。◆平11老企25第4の三6(2)② 4 □ 管理者は、通所介護相当サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第4号 ◎ 実施状況や評価についても説明を行うこと。◆平11老企25第4の三6(2)③ 5 □ 管理者は、通所介護相当サービス計画を作成した際には、当該通所介護相当サービス計画を利用者に交付しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第5号 6 □ サービスの提供に当たっては、通所介護相当サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第6号 7 □ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第7号 ◎ 通所介護相当サービス計画の目標及び内容等も含め説明すること。◆平11老企25第4の三6(2)③ 8 □ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第8号 9 □ 8の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第9号	適・否	計画の有無・内容確認 アセスメントの方法、様式 主な計画作成者 () 介護予防サービス計画の入手確認、サービス担当者会議への出席状況及び会議内容の記録、計画への反映確認 説明の方法確認 同意は文書か ケアプランの内容と整合がとれているか ・ 目標の内容・時間 交付したことを確認できる記録→〈有・無〉

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
10	□ サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第10号		
11	□ 管理者は、通所介護相当サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該通所介護相当サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該通所介護相当サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は当該通所介護相当サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第11号		月1回報告記録確認
12	□ 管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者等に報告しているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第12号		計画期間内に少なくとも1回のモニタリングの実施を記録で確認
13	□ 管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所介護相当サービス計画の変更を行っているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第13号		モニタリング結果報告したことを確認できる記録があるか
14	□ 1から12までの規定は、13に規定する通所介護相当サービス計画の変更について準用する。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第39条第1項第14号		
3 指定通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点	□ サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第40条第1項第1号 □ 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとしているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第40条第1項第2号 □ サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮しているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第40条第1項第3号	適・否	介護予防サービス計画と実際のプランの内容確認 サービス内容確認
4 安全管理体制等の確保	□ サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めているか。 ◆市通所介護相当サービス基準等要綱第41条第1項 □ サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第41条第2項 □ サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第41条第3項 □ サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆市通所介護相当サービス基準等要綱第41条第4項	適・否	具体的な予防策 実施前後の健康チェックの【有・無】
第6 変更の届出等	□ 事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の63の5で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を福知山市長に届け出ているか。	適・否	
第7 第1号事	□ 事業に要する費用の額は、「福知山市第1号事業に要する費用の	適	

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
業支給費の算定及び取扱い 1 基本的事項	額の算定に関する基準を定める要領」別表により算定されているか。 ☐ 事業に要する費用の額は、福知山市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要領別表の第1号事業費単位表に定める単位に、1単位の単価として10円を乗じて算定されているか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領第2条第1項 ☐ 単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領第2条第2項 ☐ 同一サービス他事業所の利用について 利用者が一の指定通所介護相当サービス事業所において指定通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定通所介護相当サービス事業所以外の指定通所介護相当サービス事業所が指定通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3注5 ☐ 短期入所サービスの入所日及び退所日等における介護予防サービスの算定について ◆平18老計発第0317001号他第2の1(3) 短期入所サービスのサービス開始・終了日（入退院日）であっても、通所介護相当サービス費は算定できるが、短期入所サービスでも機能訓練を行えることから、入退所日等に通所介護相当サービスを機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。 <i>H18Q&A Vol. 1 問9</i> 利用者を午前午後に分ける等、事業者が個々の利用者の希望、心身の状態等を踏まえ、利用者に対してわかりやすく説明し、その同意が得られれば、提供回数、提供時間について自由に設定を行うことが可能。 <i>H18Q&A Vol. 1 問11</i> 利用回数・利用時間は、一律に上限や標準利用回数が定められるものではないこと。 <i>H18Q&A Vol. 1 問12</i> 基本的には、介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定されていない。	・否	
2 算定基準	☐ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、指定通所介護相当サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3イ注1 <通所介護相当サービス費（1月につき）> （1）事業対象者・要支援1 1,798単位 （2）事業対象者・要支援2 3,621単位	適・否	
3 利用定員を超えた場合の算定	☐ 利用者の数が増えている場合は所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。◆厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平12厚告第27号）第23号 <i>H18Q&A Vol. 1 問10</i> 例えば、午前にサービスを受けた者が、午後単に事業所にいる場合には、介護保険サービスを受けているわけではないので定員に含めなくても良く、その場合、サービス提供の場以外（休憩室、ロビー等）にいたることが想定されるが、1人当たり3㎡が確保できるので有れば、機能訓練室内にいても良い。 しかし、単にただただいるだけであることから、別途負担を求めることは不適切。	適・否	【 該当の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
4 従業者の員数が基準を満たさない場合の算定	☐ 看護職員又は介護職員の員数が、本主眼事項第2に定める員数を満たさない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。◆厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平12厚告第27号）第23号	適・否	【 該当の有・無 】
5 中山間地域等サービス提供加算	☐ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3イ注2	適・否	【 算定の有・無 】
6 若年性認知症利用者受入加算	☐ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3イ注3 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告第18号 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。 ◎ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。 ◆平12老企36第2の7（14）準用 <i>H21Q & A Vol. 1 問102</i> 施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。 <i>H21Q & A Vol. 2 問24</i> 個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが、当該利用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。	適・否	【 算定の有・無 】
7 通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する利用者に対する取扱い	☐ 指定通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき次の単位数を所定単位数から減算しているか。 ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3イ注6 イ 事業対象者・要支援1 376単位 ロ 事業対象者・要支援2 752単位 ☐ 利用者に対して、その居宅と指定通所介護相当サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（イを算定している場合は1月につき376単位を、ロを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算しているか。ただし、注6を算定している場合は、この限りでない。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3イ注7 ◎ 事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に通所介護相当サービスを行う場合について ◆平12老企36第2の7（20）準用 ① 同一建物の定義 「同一建物」とは、当該指定通所介護相当サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には当該建物の一階部分に指定通所介護相当サービス事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。 また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護相当サービス事業所の指定通所介護相当サービス事業者と異なる場合であっても該当するものであること。	適・否	【 該当の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	② なお、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して1月を通じて当該サービスを提供する日ごとに送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。 具体的には、傷病により一時的に歩行困難になった者又は歩行困難な要支援者であって、かつ建物の構造上自力で通所が困難（当該建物にエレベーターがない又は故障中）である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該当該指定通所介護相当サービス事業所の間の往復の異動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護予防支援事業者とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所介護相当サービス計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。		
8 高齢者虐待防止措置未実施減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3注8 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95号第2準用 指定居宅サービス等基準第37条の2に規定する基準に適合していること。 ◎ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を福知山市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を福知山市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。	適・否	【減算該当の有・無】 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催【有・無】 虐待の防止のための指針【有・無】 虐待の防止のための研修 ____年 ____月 ____日 担当者名（ ）
9 業務継続計画未策定減算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3注9 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚労告95第14の3準用 指定居宅サービス等基準第105条又は105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第30条の2第1項に規定する基準に適合していること。 ◎ 業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第105条又は第105条の3において準用する第30条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	適・否	【減算該当の有・無】 感染症に係る業務継続計画の有無【有・無】 非常災害に係る業務継続計画の有無【有・無】
10 生活機能向上グループ活動加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合には、1月につき100単位を加算しているか。 ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は算定しない。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3ロ注 イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定通所介護相当サービス事業所の通所介護相当サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サ	適・否	【 算定の有・無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	ービス計画を作成していること。 ロ 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。 ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。 ◎ 生活機能向上グループ活動加算の取扱いについて 生活機能向上グループ活動加算は、自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、グループで生活機能の向上を目的とした活動を行った場合に算定できる。また、集団的に行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できないこと。なお、当該加算を算定する場合は、次の①から③までを満たすことが必要である。 ① 生活機能向上グループ活動の準備 ア 利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるよう、次に掲げる活動項目を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。 （活動項目の例） 家事関連活動 衣：洗濯機・アイロン・ミシン等の操作、衣服の手入れ（ボタンつけ等）等 食：献立作り、買い出し、調理家電（電子レンジ、クッキングヒーター、電気ポット等）・調理器具（包丁、キッチン鋏、皮むき器等）の操作、調理（炊飯、総菜、行事食等）、パン作り等 住：日曜大工、掃除道具（掃除機、モップ等）の操作、ガーデニング等 通信・記録関連活動 機器操作（携帯電話操作、パソコン操作等）、記録操作（家計簿、日記、健康ノート等） イ 一のグループの人数は6人以下とすること。 H24Q&A Vol.1 問126 1週間を通じて、複数の種類の活動項目を準備する必要がある。 ② 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定 介護職員、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員その他の職種の者（以下この項において「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては、次のアからエまでに掲げる手順により行うものとする。なお、アからエまでの手順により得られた結果は、通所介護相当サービス計画に記録すること。 ア 当該利用者が、 （一）事業対象者状態に至った理由と経緯 （二）事業対象者状態となる直前の日常生活上の自立の程度と家庭内での役割の内容 （三）事業対象者状態となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと （四）現在居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容 （五）近隣との交流の状況等について把握すること。把握に当たっては、当該対象者から聞き取るほか、家族や介護予防支援事業者等から必要な情報を得るように努めること。 イ アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。到達目標は、概ね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するために概ね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という。）を設定すること。到達目標及び短期目標については、当該		集団的に行われるレクリエーション・創作活動等の機能訓練は算定不可 ①ア 活動項目が複数あるか（日常生活に直結する内容か） 例） ・ ・ ・ ①イ 1グループの人数（人） ②に関する記録を確認 ②ア （一）～（五）について把握されているか。 ②イ 到達目標及び短期目標を設定しているか。 ②エ 実施時間） 時間

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	利用者の介護予防サービス計画との整合性の取れた内容とすること。 ウ 介護職員等は当該対象者の同意を得た上で到達目標を達成するために適切な活動項目を選定すること。当該対象者の活動項目の選定にあつては、生活意欲を引き出すなど、当該対象者が主体的に参加できるように支援すること。 エ 生活機能向上グループ活動の (一) 実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とし、 (二) 実施頻度は1週につき1回以上行うこととし、 (三) 実施期間は概ね3月以内とする。 介護職員等は(一)から(三)までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること。 H24Q&A Vol. 1 問125 当該サービス1週につき1回以上行うこととしているので、実施しない週が発生した月は、特別な場合を除いて、算定できない。 なお、特別な場合とは、 ① 利用者が体調不良により通所を休んだ場合又は通所はしたが生活機能向上グループ活動サービスを利用しなかった場合 ② 自然災害や感染症発生等で事業所が一時的に休業した場合であつて、1月のうち3週実施した場合である。 ③ 生活機能向上グループ活動の実施方法 ア 介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。 イ 生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員等を配置することとし、同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと。 ウ 介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間、実施内容、参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。 エ 利用者の短期目標に応じて、概ね1月毎に、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行うとともに、必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行うこと。 オ 実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの(三)から(五)までの状況等について確認すること。その結果、当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する介護予防支援事業者へ報告すること。また、当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び介護予防支援事業者と検討すること。その上で、当該サービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容等を見直すこと。		実施頻度) 週 回 実施期間) 月 利用者への説明・同意の確認 ③ア 活動計画を確認 ③イ グループごとに1人以上配置を確認 ③ウ 記録を確認 (実施日、時間、内容、参加人数・氏名等) (グループに要介護者がいないか確認) ③エ モニタリング記録(概ね1月毎)を確認 ③オ 介護予防支援事業者への報告を確認(継続の必要性検討の有無) グループ構成を確認
11 栄養改善加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合に1月につき200単位を加算しているか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3ニ注 イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サード	適・否	【 算定の有・無 】 管理栄養士配置 → 有・無 ・加算該当者の該当内容(◎取扱いの②)確認 ・栄養ケア計画確認

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	スを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。 ◎ 通所介護相当サービスにおいて栄養改善サービスを提供する目的は、当該サービスを通じて利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することが目的であることに留意すること。 なお、利用者に対する当該サービスの実施に当たっては、栄養ケア計画に定める栄養改善サービスを概ね3月実施した時点で栄養状態の改善状況について評価を行い、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、栄養状態に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。 ◆令3老認発0319第3号第2の3 ◎ 栄養改善加算の取扱い ◆平12老企36第2の7（16） ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とする。 イ BMIが18.5未満である者 ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者 ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者 ホ なお、次のような問題を有する者については、上記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。 ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 生活機能の低下の問題 ・ 褥瘡に関する問題 ・ 食欲の低下の問題 ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する（16）、（17）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する（18）、（19）、（20）のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。） ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する（21）から（25）の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。） ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関す		・ 加算算定のプロセス（◎取扱いの③）確認 ・ 同意確認できるか。（自署・押印必須ではない。） ・ 平成18年3月31日老発第0331009号課長通知「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する手順例及び様式例の提示について」を参照

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	る解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、理学療法士等その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。 ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 二 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。 ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3か月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。 ヘ サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。 ⑤ 概ね3か月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。 ※ 令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号を参照		
12 口腔機能向上加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合に、1月につき次に掲げる単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3ホ注 (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位 (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位 イ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合していること。 (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) 利用者の数が定員を超過していない又は看護職員若しくは介護職員の員数が欠如していないこと。 ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合していること。 (1) イの(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ◎ 通所介護における口腔機能向上加算と基本的に同様である。ただし、通所介護相当サービスにおいて口腔機能向上サービスを	適・否	【 算定の有・無 】 ・口腔機能改善管理指導計画確認 ・加算算定のプロセス確認 ・同意確認できるか。（自署・押印必須ではない。） ・利用開始時に口腔機能を把握しているか。（ 適 ・ 否 ） ・評価の頻度（概ね3月ごとに1回） ・記録はあるか ・配置職員の資格（ ） 口腔機能向上加算（Ⅱ）LIFEへの提出【 有 ・ 無 】 ・令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発第0316号課長通知「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	提供する目的は、当該サービスを利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することであることに留意すること。 なお、要支援者等に対する当該サービスの実施に当たっては、口腔機能改善管理指導計画に定める口腔機能向上サービスを概ね3月実施した時点で口腔機能の状態の評価を行い、その結果を当該要支援者に係る介護予防支援事業者等に報告するとともに、口腔機能向上に係る課題が解決され当該サービスを継続する必要性が認められない場合は、当該サービスを終了するものとする。 ◆令3老認発0319第3号第2の3（7） ◎ 口腔機能向上加算について ◆平12老企第2の7（18） ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。 ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。 イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者 ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者 ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者 ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治の医師又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、歯科医療を受診している場合 であって、次のイ又はロのいずれかに該当する場合にあっては、加算は算定できない。 イ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定している場合 ロ 医療保険において歯科診療報酬点数表に掲げる摂食機能療法を算定していない場合であって、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合。 ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。 イ 利用者ごとの口腔機能を、利用開始時に把握すること。 ロ 利用開始時に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔清潔、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理計画の作成に代えることができるものとする。 ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。 ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、概ね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について当該利用者を担当する担当介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。 ホ サービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管		管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。 ⑥ 概ね3月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。 イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者 ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が著しく低下するおそれのある者 ⑦ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。		
13 一体的サービス提供加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき480単位を加算しているか。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3木注	適・否	【 算定の有・無 】
14 サービス提供体制強化加算	□ 次に掲げる1、2又は3の基準に適合しているものとして福知山市長に届け出た事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、その他の加算は算定しない。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3へ注 1 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） （一）事業対象者・要支援1・・・88単位 （二）事業対象者・要支援2・・・176単位 ※ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）次のいずれかに適合すること。 イ 指定通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 ロ 指定通所介護相当サービス事業所の介護職員のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 （2）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 2 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） （一）事業対象者・要支援1・・・72単位 （二）事業対象者・要支援2・・・144単位 ※ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）指定通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 （2）定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 3 サービス提供体制強化加算（Ⅲ） （一）事業対象者・要支援1・・・24単位 （二）事業対象者・要支援2・・・48単位	適・否	【 算定の有・無 】 前年度（3月除く）の平均で割合を算出 【上記算出結果記録の有・無】 年度（4月～翌2月）の左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算定の可否を決定できているか。（不可の場合は速やかに届出要） ※前年度実績6ヶ月ない場合は前3月平均（ 月～ 月） ○（Ⅰ） 介護職員の総数 _____人 うち介福の数 _____人 割合 _____% 勤続10年以上の介福 _____人 割合 _____%

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	※ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次のいずれかに適合すること。 イ 指定通所介護相当サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 ロ 指定通所介護相当サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 H21Q&A Vol. 1 問9 月途中で要支援度が変更した場合は、変更前の要支援度に応じた報酬を算定する。 ただし、変更となる前（後）のサービス利用の実績がない場合にあっては、変更となった後（前）の要支援度に応じた報酬を算定する。 H27Q&A Vol. 2 問63 サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（3月分を除く。）をもって、運営実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、4月目以降に、全3月分の実績をもって取得可能となる。 なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならない、その割合については毎月記録する必要がある。 H27Q&A Vol. 2 問64 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとサービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロを同時に取得することはできない。 また、実地指導等によって、サービス提供強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。 なお、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。 ※ サービス提供体制強化加算は、支給限度額の管理対象外とする。		○（Ⅱ） 介護職員の総数 人 うち介福の数 人 割合 % ○（Ⅲ） 直接処遇職員の総数 人 うち7年以上勤続者 人 割合 % 前3月の実績により届出を行った場合、毎月継続的に割合を維持しているか確認
15 生活機能向上連携加算	□ 次に掲げるイ又はロの基準に適合しているものとして、福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆市第1号事業費用算定基準要領別表3ト注 (1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位 (2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位 イ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下、この注において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定通所介護相当サービス事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下、この注において「機能訓練指導員等」という。）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。	適・否	生活機能向上連携加算（Ⅰ） 【 算定の有・無 】 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 【 算定の有・無 】 個別機能訓練加算 【 有 ・ 無 】 ・計画に基づく機能訓練の実施

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。 ロ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること (1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護相当サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。 (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること		・機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、訓練内容の評価・見直しを3月ごとに1回以上実施
16 口腔・栄養スクリーニング加算	ロ 別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する指定通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3千注 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位 注 厚生労働大臣が定める基準 ◆平27厚告第19号の2 イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 (1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護予防支援事業者に提供していること。 (2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護予防支援事業者に提供していること。 (3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 (4) 算定日が属する月が、次のいずれにも該当しないこと。 (一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 (二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月であること。 ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 次のいずれかに適合すること。 (1) 次のいずれにも適合すること。 (一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。 (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月であること。 (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び	適・否	【 算定の有・無 】 （Ⅰ・Ⅱ） ・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態、栄養状態について確認。 ・利用者の口腔・栄養状態に係る情報をケアマネに文書で共有。

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。 (2) 次のいずれにも適合すること。 (一) イ (2) 及び (3) に掲げる基準に適合すること。 (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間 ◎ 口腔・栄養スクリーニングの算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ◆平12老企36第2の7 (17) ①準用 ◎ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施するべきものであること。ただし、大臣基準第十九号の二に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができる。◆平12老企36第2の7 (17) ②準用 ◎ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を当該利用者を担当する介護予防支援事業者に対し、提供すること。◆平12老企36第2の7 (17) ③準用 イ 口腔スクリーニング a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者 b 入れ歯を使っている者 c むせやすい者 ロ 栄養スクリーニング a BMI が 18.5 未満である者 b 1～6 月間で 3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストの No. 11 の項目が「1」に該当する者 c 血清アルブミン値が 3.5g/dl 以下である者 d 食事摂取量が不良(75%以下)である者 ◎ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。◆平12老企36第2の7 (17) ④準用 ◎ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。 ◆平12老企36第2の7 (17) ⑤準用		
17 栄養アセスメント加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することを行う。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。 ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。 ◆市第1号事業費用算定基準要綱別表3リ注 イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養	適・否	【 算定の有・無 】 管理栄養士の氏名 () ・ 栄養アセスメントの頻度 3 月に 1 回以上 (有・無)

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 二 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ◎ 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ◎ 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 ◎ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月ごとに測定すること。 イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。 ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。 ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。 ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、当該利用者を担当する介護予防支援事業者と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。 ◎ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。 ◎ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。		・ 利用者の体重測定 1月に1回 （有・無） ・ 開始時の低栄養リスクの把握（有・無） ・ 栄養管理上の課題の把握（有・無） ・ 利用者等への説明 （有・無） ・ 介護支援専門員との情報共有（有・無） ・ LIFE への提出 【 有 ・ 無 】
18 科学的介護推進体制加算	□ 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し指定通所介護相当サービスを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3又注 イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ロ 必要に応じて通所介護相当サービス計画を見直すなど、指定通所介護相当サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ◎ 科学的介護推進体制加算について ◆平12老企第2の7（19） ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに要件を満たした場合に、当該事業所の利用	適・否	【算定の有・無】 LIFE への提出 【 有 ・ 無 】

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
	者全員に対して算定できるものであること。 ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。 ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービス計画を作成する（Plan）。 ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。 ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。 ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。 ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。		
19 介護職員等処遇改善加算	□ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして福知山市長に届け出た指定通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、指定通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3ル注 (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数 × 92/1000 (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位数 × 90/1000 (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数 × 80/1000 (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数 × 64/1000 ※ 介護職員等処遇改善加算に使用する所定単位数は、主眼事項第7の2から第7の18までにより算定した単位数の合計とする。 ※ 介護職員等処遇改善加算は、支給限度額の管理対象外とする。	適・否	【 算定の有・無 】 算定有の場合 加算の種類 【Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ】
20 サービス種類相互の算定関係	□ 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間に、通所介護相当サービス費を算定していないか。 ◆市第1号事業費用算定基準要領別表3イ注4 ◎ ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して通所介護相当サービスを利用させることは差し支えない。 ◆平18老計発第0317001号他第2の1（2）	適・否	【 算定の有・無 】
21 その他	□ 上記以外の基本的な取扱いは、通所介護の取扱い方針に従うこととしているか。◆令3老認発0319第3号第2の3（16）	適・否	